

# 十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

## 【飲食料品関連事業者】

### 問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

→ 市内に店舗・工場等を有し、主たる事業（売上高の最も大きい事業）として日本標準産業分類における『飲食料品小売業、飲食料品卸売業、食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業』を営む方です。

### 問2 添付書類を教えてください。

→ 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。

- ・食品衛生法、酒税法等に基づく許可証等の写し
- ・許認可の不要な事業者においては、施設の外観、販売状況がわかる写真
- ・取扱商品の内容等がわかる資料（製造・販売商品の写真、仕入伝票など）

### 問3 食品衛生法、酒税法等に基づく許可証を持っていません。対象となりますか。

→ 許可が必要な食品を扱っている場合は、食品衛生法や酒税法等に基づく許認可を受けていない事業者は、対象外となります。

### 問4 コンビニやスーパー・マーケット、ドラッグストアは対象となりますか。

→ コンビニエンスストアやスーパー・マーケット等は、主として販売している商品（売上の大きいもの）が飲食料品の場合に限り対象となります。

ドラッグストアは、健康・美容に関する商品を中心として、家庭用品や加工食品などを販売する『医療品・化粧品小売業』のため、対象外となります。

### 問5 商店で食料品以外にも日用雑貨等を販売しています。対象となりますか。

→ 主として販売している商品（売上の大きいもの）が飲食料品の場合は対象となります。

### 問6 店舗・工場等は市外にありますが、市内の多くの店舗（道の駅・スーパー・マーケットなど）に食料品を卸しています。対象となりますか。

→ 市内に店舗・工場等を有していない場合は対象外となります。

ただし、飲食料品を提供する露天商・屋台等は日本標準産業分類における飲食料品小売業として扱い、市内に住所及び活動拠点を有する方に限り、露店・屋台等を店舗とみなし、対象となります。

### 問7 事務所・工場は市外にありますが、十和田市内に倉庫があります。対象となりますか。

→ 市内に工場・事務所等を有する方が対象となります。単なる保管場所としての倉庫のみの場合は、対象外となります。

# 十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

## 【飲食料品関連事業者】

問8 農家は対象になりますか。

→ 農作物を生産・出荷・直売等する場合は、日本標準産業分類における『農業』に当たるため、対象外となります。

ただし、生産した農作物等を加工して販売する場合は、日本標準産業分類における『食料品製造業』となりますので、農業収入とは別に事業収入として申告しており、かつ、売上高の最も大きい事業（主たる事業）が加工販売の場合は、対象となります。

問9 インターネット販売のみを行っていますが、対象となりますか。

→ 市内に住所を有する方に限り、居住地を事業所とみなし、対象となります。